

2023年11月8日

「とうほう遺言信託」記念キャンペーンの実施について

東邦銀行（頭取 佐藤 稔）は、「とうほう遺言信託」の申込累計が1,000件となったことを記念して、11月13日（月）よりキャンペーンを実施することを、お知らせいたします。

「とうほう遺言信託」は、2017年6月の取扱い開始以降、人生100年時代や終活・相続への関心の高まりから、多くのご相談とお申込をいただいております。

当行は、今後もお客さま一人ひとりに寄り添い、多様なニーズにお応えできるよう、相続に関するコンサルティングの強化に努めてまいります。

記

1. キャンペーンの名称

「とうほう遺言信託」記念キャンペーン

2. キャンペーン期間

2023年11月13日（月）から 2024年3月29日（金）まで

3. 特典

下記の内容で、「QUOカード10,000円」をプレゼントいたします。

4. 内容

プレゼント の対象者	① 遺言信託を新規にお申込のお客さま
	② ご紹介による特典 遺言信託のご契約者さま(*1) または お申込中のお客さま(*2) より、ご紹介を受けた方が遺言信託を新規にお申込された場合に、ご紹介者さまへプレゼント ※ご紹介による特典は2名を上限とさせていただきます。 ※ご契約者さまへは当行より郵送でキャンペーンをご案内いたします。

(*1) ご契約者さま：遺言信託で遺言書を作成済みのお客さま。

(*2) お申込中のお客さま：遺言信託で遺言書を作成完了予定のお客さま。

■関連するSDGs



東邦銀行グループでは、『とうほうSDGs宣言』を制定し、グループ全体で地域経済の活性化や社会的課題の解決に向けた取組みを通して“地域社会に貢献する会社へ”を目指しています。

以上

とうほう 遺言信託 記念キャンペーン

おかげさまで
遺言信託のお申込が**1,000件**となりました

新規に遺言信託お申込で
QUOカード 10,000円プレゼント!!



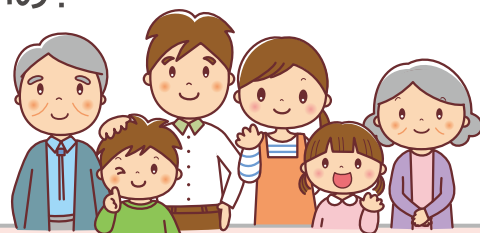
※写真はイメージです。

キャンペーン期間

2023年11月13日(月)から2024年3月29日(金)まで

相続のお悩みは「とうほう遺言信託」で解決!

- ✓ 相続に備えてどんな準備をしたらいいの?
- ✓ 自分で財産の分け方を決めたいけれど、どうしたらいいの?
- ✓ 子供が遠方に住んでいるので、相続手続きの負担を軽くしてあげたい
- ✓ 夫婦だけなので、配偶者が自分の親族と遺産分割協議をするのが心配



相続・遺言信託 個別相談会 開催中!

相談無料
＜事前予約制＞

相続全般のお悩みや遺言信託の活用について
専門のスタッフが個別にご相談を承ります。
お気軽に最寄りの支店へご相談ください。

相談会のご参加で
とうほう絆ノート
(エンディングノート)

プレゼント!!



ご相談やお問い合わせは、最寄りの支店
または専用フリーダイヤルへお願いいたします。



0120-104471

平日 9:00~17:00
(祝日・年末年始を除きます。)



すべてを地域のために

東邦銀行

キャンペーン概要

- 【対象期間】 2023年11月13日(月)～2024年3月29日(金)
【対象者】 新規に「とうほう遺言信託」をお申込されたお客さま
【特典】 QUOカード 10,000円プレゼント

詳しくは最寄りの支店でご確認ください

とうほう遺言信託

- ◎財産目録の作成・遺言書の作成・将来の遺言執行手続き(相続手続き)までを東邦銀行がトータルでサポートする商品です。
- ◎公正証書遺言には、ご家族や大切な人へメッセージを遺すことができます。

特徴1 財産目録の作成

- 不動産・預貯金・保険などご自身の財産を一覧にした「**財産目録**」を作成。
- ご家族などへの財産の分け方を決定。

特徴2 遺言書の作成

- ご意向に沿った**遺言の文案作成**をサポート。
- 東邦銀行の職員が、**公正証書遺言の証人**として立ち合い。

特徴3 遺言執行手続き

- ご相続発生後、東邦銀行が**遺言執行者**として遺言書に従い財産の分割手続きを代行。

【預貯金・有価証券】解約・名義変更
【不動産】名義変更 など

●公正証書遺言の作成により「遺産分割協議」が不要になります

●総合的なコンサルティングで様々な相続対策をご提案いたします



人生最後の相続の準備ができ、安心できました。何よりも、残された家族に負担がからないのがありがたいです。

お客さまの声

遺言信託で財産のゆくえをしっかりと決定できることは、大変心強いサポートだと思います。



東邦銀行の信託商品ラインナップ

～金銭信託は遺言信託と一緒に活用することで相続の準備・対策がさらに円滑になります!!～

家族のきずな信託 介護・認知症への備え【金銭信託】



- ①介護が必要な状態や認知症を発症した際に介護費・医療費等を代理人が円滑に引き出し
- ②ご本人や代理人の金銭の引き出し状況をご家族が確認
- ③ご相続の発生で、指定のご家族に資金交付

遺言代用信託 ご家族へ遺す資金の準備【金銭信託】



- ①お受取人さまの簡単な手続きで、遺産分割協議前に速やかにご家族へ資金交付
- ②配偶者や子供達へ遺す資金、入院・葬儀費用などの資金が準備できます

暦年贈与型信託 贈与手続きのサポート【金銭信託】



- ①贈与契約書の作成不要
 - 贈与と受贈の意思確認を当行が代行
- ②当行が贈与資金の振込手続き
- ③活用方法
 - 子供や孫などへの生前贈与
 - 相続対策

遺産整理業務 ご相続発生後の相続手続き代行



- ①相続財産の調査、財産目録の作成
- ②遺産分割協議書の作成
- ③財産の相続手続き
 - 預金解約、不動産名義変更等の手続き代行
- ④報告書の交付と相続財産のお引き渡し